

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和4年3月10日（木）

開 会（午前10時25分）

【議 事】

議案第21号「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

今までは、非常勤の方は1年以上にならなければもらえなかったものが、今回は非常勤の方でも1年以上でなくてもできるということで、短い間でもそれは通用するという理解でよいか。

並木職員課長

任用期間について、育児休業が取得できるような形となるものです。

平井委員

不妊治療に対する休業なので、有給ということか。

並木職員課長

不妊治療の休暇については、有給という形になります。

福原委員

不妊治療の休暇を取る際、御本人からの申請があると思うが、それはドクターの診断書が必要なのか。手続きについて伺いたい。

並木職員課長

承認の方法については、プライバシーに配慮する部分もありますので、一定程度、そういったことが把握できるものを所属長に提示するなり確認するなりする方法も含めて、配慮をしながら承認をしていくという形になります。

平井委員

年度において10日間だから、その年度で治療しても妊娠できない方は次にまた受けられるというのは、1年間に1回ということなのか。半年後とかは無理なのか。

並木職員課長

1年度の中で10日間、不妊治療に関する休暇が取れるというものですので、年度が変わりましたら、改めて10日間の取得ができます。

中村委員

どこまで把握されているか分からないが、不妊治療に係る休暇の実態、数字的なものはあるか。

並木職員課長

現在は、事由としてこちらに上がってきておりませんので、話では聞いている部分はありますが、実態として数字は持っておりません。

中村委員

病休は今までもあったわけで、それをここに切り分けるというのは、どういう目的や意図があったのか。

並木職員課長

これまでの病気休暇という形になりますと、例えば、子宮内膜症による手術療法といったものとすれば病気休暇としてこれまでも不妊治療に関して取得することができましたが、今回の不妊治療の新設については、例えば、原因を調べるための検査やタイミング法、夫婦でそういった治療について説明に行くというような部分についても、不妊治療休暇の対象となってきますので、そういった形のすみ分けになってくると考えております。

中村委員

実務的にどうなのかというのはあるが、病休の中でも処理ができて、不妊治療の休暇の中でも処理ができるようになるのか。場合によっては、この辺の切り分けはどうしているか。

並木職員課長

治療、病気という形で判断がされれば、病気休暇の取得も可能という形で考えております。

中村委員

現状、不妊治療というのは保険適用のない部分もあるので何とも言い難いが、病気という捉え方は、医療法というか、社会通念上というか、どう捉えられているのか。

並木職員課長

医療法の辺りでというところまでは把握できないところですが、医師による診断の基に、治療、病気ということで判断が下されれば病気休暇という形で考えております。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第21号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前10時32分）

（説明員交代）

再開（午前10時34分）

議案第26号「所沢市消防団条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質疑】

平井委員

消防団の処遇改善はよかったが、議案資料 3の15ページの新旧対照表の金額が月額と年額になっているので、平均でどのくらい上がるのか、示してほしい。

日高危機管理
室長

年間で、団員の方は58,894円、団長が93,094円、副団長が80,494円、団本部に分団長がいますが、76,894円、3役につきましては、71,494円がそれぞれ増えた額です。

佐野委員

先行審議のところで、分団の退職金でも質疑したが、分団員が結構減ったところもあり、業務に支障はないかということを知いたら、全く支障はないと答えいただいた。支障がないということは、逆に言えばこれまで過剰な団員を抱えていたと私は認識している。過剰なコストを抱えた状態で、このような改善を図る意義を説明してください。

日高危機管理
室長

消防団員の定員につきましては、条例上、326名と決まっております、通常の火災の業務につきましては、応援をいただければとお答えしましたが、全体的な消防団員の減少につきましては、消防団の活動の質の低下に繋がるということで御説明させていただきました。

佐野委員

そうなると退職したときに支障はないというのは、答弁としてうそだったとうことか。

佐々木危機管理監

先日は、支障がないということで御答弁いたしました。消防団につきましては、各分団30名という定員を定めており、30名の必要性につきましては、火災の時に参集できる団員があらかじめ予見できないというところがあります。予備的な意味も含めて十分な団員の確保が必要と思います。実際に火災が起きたときには、いろいろなサポートもあって支障なくやらねばなりませんので、その意味で余剰だとは考えておりません。

平井委員

ほかの自治体の類似する政策等の中に「他の市町村においてもそれぞれの判断のもと」と書いてあるが、全国的に団員になる方が少ないのか。

全国的に仕事を持ちながら、消防団の仕事をするということに無理があるのかと思ったが、どういう状況なのか、お聞かせ願いたい。

日高危機管理室長

確かに消防団員になりたいという方は、全国的に少ない傾向にあると思います。その原因としましては、お勤めになっている方が多くなっているということで、これまでの自営業の方というよりは、お勤めになっている方が増えているというところから、出勤が難しいというところがありますので、減っている傾向があると言えると思います。

平井委員

だから全国的にそれぞれの判断でということは、全国的に処遇改善しているということによろしいか。せめて処遇を変えてもう少し団員になってもらいたいという気持ちでこのような改正になったのか。

日高危機管理
室長

そのとおりです。

中委員

条例の改正ということで、報酬がメインだけれども、その中で新設で出てきたのが、研修勤務、式典勤務、会議勤務の3点は、どのような内容なのか。

日高危機管理
室長

研修勤務につきましては、県に出張し研修を受けたものの勤務であり、式典勤務は、毎年4月に行っております辞令交付式等に出席する勤務です。会議勤務につきましては、市で主催する会議に出席する勤務です。

中委員

それらは、全団員が行くということではなくて、対象は3役などの上層部の方々が行かれるというような内容でよろしいか。

日高危機管理
室長

対象になった方が行くという理解です。

中委員 第16条で「休団中の人には報酬を支給しない」というのが、新旧両方にあるが、休団中というのは届け出があるとか、何か規定があるのか。

日高危機管理 休団というのは、その方の都合により、市の事務局へ届け出があった方
室長 です。

中委員 支給対象になるのは休団以外の方、休団届の出していない方には支給する
という解釈でよろしいか。

日高危機管理 そのとおりです。
室長

中委員 この条例に係る財源は、市費ということによろしいか。

日高危機管理 補助金等はありませんので、市費ということになります。
室長

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第27号「所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

改正条例の新旧の旧の「ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。」という条文がなくなるが、これは今までどういうことだったのか。

日高危機管理
室長

これまで、この2つの金融公庫から年金の受給権を担保として貸し付けができるという制度があったのですが、それがなくなったことにより、この条文を削除するものです。

【質疑終結】

【意 見】なし

【採 決】

議案第27号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

閉会中継続審査申出の件

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

休 憩（午前10時49分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前11時35分）

○行政視察について

亀山委員長

3月定例会以降の当委員会の閉会中審査については、埼玉県寄居町の農産加工施設アグリ館、及び埼玉県北本市のシティプロモーションについて調査をするため、視察を行うこととし、また、日程は正副委員長に一任いただき、調整することにご異議ありませんか。

(委員了承)

亀山委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもって、本日の審査は終了いたします。

これをもちまして散会いたします。大変お疲れさまでした。

散 会 (午前11時36分)